

学事第1669号
令和3年3月7日

各学校法人理事長
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態
宣言の期間再延長に伴う私立学校の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年1月7日に国から発出された緊急事態宣言については、昨今特に本県を含む一都三県で感染者の減少が鈍化していることや医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、令和3年3月5日に国において同宣言の期間再延長が決定されました。

これを受け県教育委員会においては、別添の県立学校長宛て通知のとおり対応することを決定しました。併せて、各市町村教育委員会教育長に対して別添市町村教育委員会宛て通知のとおり必要な措置を講じるよう要請しました。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の措置を講じるよう要請します。

なお、学校内の生徒寮においては、既に場面に応じた感染症対策を実施されていることと存じますが、大人数が日常生活を送る場であり、密になる環境が形成されやすいと考えられることから、引き続き、寮内での感染防止対策を徹底してください。

併せて、各私立小・中学校におかれては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考に必要な措置を講じるよう要請します。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年3月5日付け教高指第2240号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間再延長に伴う県立学校の対応について (通知)」

令和3年3月5日付け教保体第1321号「緊急事態宣言延長に伴う県立学校の部活動の取扱いについて (通知)」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年3月5日付け教義指第1079号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間再延長に伴う市町村立学校の対応について (通知)」

(※なお、「新型コロナウイルス感染症防止対策チェックシート」については、学事課作成の私立学校版を御利用ください。)

総務部学事課
高等学校担当
電話 048-830-2558